附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「、総合海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十九条の規定　平成三十年四月一日

（情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第二十二条の規定による改正前の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれている情報公開・個人情報保護審査会は、第二十二条の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれる情報公開・個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

（統計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第二十二条の規定による改正前の統計法第四十四条の規定により置かれている統計委員会は、第二十二条の規定による改正後の統計法第四十四条の規定により置かれる統計委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に第二十六条の規定による改正前の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（第三項において「旧公共サービス改革法」という。）第三十七条の規定により置かれている官民競争入札等監理委員会（次項において「旧委員会」という。）は、第二十六条の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下この条において「新公共サービス改革法」という。）第三十七条の規定により置かれる官民競争入札等監理委員会（同項において「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧委員会の委員又は専門委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日（附則第二十九条において「施行日」という。）に、新公共サービス改革法第四十条又は第四十三条第二項の規定により、新委員会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公共サービス改革法第四十一条第一項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　旧公共サービス改革法の規定により内閣総理大臣が行った手続その他の行為は、新公共サービス改革法の相当の規定により総務大臣が行った手続その他の行為とみなす。

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（旧農林中央金庫法の一部改正）

第八条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「同条第十九号及び第二十一号」を「同項第十三号及び第十五号」に、「同条第十九号ニ」を「同項第十三号ニ」に改める。

（国家公務員法及び自衛隊法の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第十六号

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「同条第十九号及び第二十一号」を「同項第十三号及び第十五号」に、「同条第十九号ニ」を「同項第十三号ニ」に改める。

一　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）附則第五条

二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）附則第十条

三　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第四十九条

四　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）附則第十一条

五　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第四十条第二項

（弁護士法の一部改正）

第十一条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第四条第三十五号」を「第四条第一項第三十五号」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第十二条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とし、第三十一号の二の次に次の一号を加える。

三十一の三　情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

第一条中第五十七号を削り、第五十七号の二を第五十七号とし、第五十七号の三を第五十七号の二とし、第五十八号の二の次に次の一号を加える。

五十八の三　情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員」を削り、「国地方係争処理委員会の常勤の委員」を「情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員　国地方係争処理委員会の常勤の委員」に改める。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第四条第二十五号」を「第四条第一項第二十五号」に改める。

一　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第十条第三項

二　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条

（災害対策基本法の一部改正）

第十四条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「第四条第一項第七号又は第八号」を「第四条第一項第十八号又は第十九号」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「同条第十九号及び第二十一号」を「同項第十三号及び第十五号」に、「同条第十九号ニ」を「同項第十三号ニ」に、「は」を「の」は、」に改める。

一　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）附則第九項

二　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）附則第七条

三　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）附則第九条